

| | |
|------|-------------------------------------|
| 種 別 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 |
| 実施機関 | 警察本部交通企画課、健康医療福祉部医療福祉推進課、土木交通部交通戦略課 |

[カ]高齢者に対する交通安全教育]

(1) 滋賀県レイカディア大学の取り組み

隔年実施（レイカディア大学の開講期間2年間で1度の実施）

(2) 老人クラブ等の関係団体を通じた取り組みの強化

ア 市町老人クラブ連合会が行う交通安全に関する活動（交通安全教室の開催など）の推進を図るため、活動費の助成を行った。

イ 県老人クラブ連合会が開催する研修会等において、交通安全の推進に向けた説明および資料の配付を行って注意喚起するとともに、安全意識の高揚について啓発した。

ウ 自転車の安全利用や乗用中の被害防止に向けて、ヘルメット着用の啓発を行うとともに、普及を図るために、市町老人クラブ連合会にヘルメット（見本品）を配布した。

(3) あわない・起こさないシルバー無事故運動

滋賀県交通安全無事故運動のシルバーデ部分として、65歳以上の高齢者を対象に7月から10月の4ヶ月間、3～5人1組（3人以上は65歳以上）の単位で実施し、より多くの参加者を募り、全県的に高齢者の交通事故防止を推進した。

- ・参加団体数 440団体
- ・参加者数 1,909人

(4) 高齢者のための実践的な交通安全教育の実施

①各地区で交通安全教室をサポートできる交通安全指導員を養成し、その交通安全指導員が実施する交通安全教育により、地域の高齢者の交通事故防止を図った。

- ・養成した指導員 34人
- ・指導員による交通安全教室参加高齢者 約2,000人

②加齢により運転能力に不安を感じている高齢ドライバーに対して、県内の教習所においてシルバードライバーズスクールを開催

- ・実施教習所数 4教習所
- ・受講者数 99人

(5) 高齢者交通安全ネットワーク（いこいネット）事業

高齢者が利用する老人福祉センター等に対して、交通の安全に関する情報等を配信し、交通事故防止を呼びかけた。

配信回数27回（うち号外4回）、配信対象275施設（29年末）

| | |
|------|------------------------|
| 種 別 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 |
| 実施機関 | 警察本部交通企画課、健康医療福祉部障害福祉課 |

[キ]身体障害者に対する交通安全教育]

(1) 障害者に対する効果的な交通安全教育の推進

障害者等に対して、日常生活上必要な訓練（交通安全・防災）や講習会の実施（公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会への委託事業）

日時：①草津地域：平成30年1月20日（土）10：00～11：55

湖南広域消防局西消防署

- ②守山地域：平成29年9月14日（木）9：30～11：30
守山市社会福祉保健センター
③栗東地域：平成29年11月18日（土）13：30～15：00
栗東市コミュニケーションセンター大宝東 大会議室
④高島地域：平成29年6月28日（水）15：00～17：00
高島市今津総合運動公園
⑤湖東地域：平成30年3月26日（月）13：00～15：00
日野町勤労福祉会館

内容：①草津地域：災害時における注意点や早期の避難活動の大切さ等についての講習会（参加者16人）
②守山地域：事故を起こさない、遭わないための自転車運転者講習会（参加者28人）
③栗東地域：障害者の防災意識の向上や災害時の協力体制等についての学習会（参加者30人）
④高島地域：市内の事故多発区域についての説明、加齢による運動能力の低下等についての講習会（参加者43人）
⑤湖東地域：被災時に自分の居場所を知らせるためのホイッスルが付いたLEDライトを用いて、防災に対する意識付を行う防災啓発（参加者27人）

（2）障害者に対するきめ細かい交通安全教育の推進

視覚障害のある人の外出時の安全を確保するため、視覚障害者生活行動訓練事業において歩行訓練等を実施した。

（社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会への委託事業）

・歩行訓練

集団指導　　：延べ13地区 24回実施

個別指導　　：延べ46回 13名参加

| | |
|------|-----------------------|
| 種 別 | (1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 |
| 実施機関 | 警察本部交通企画課 |

〔その他の交通安全教育〕

幼児から高齢者に至るまで、道路利用者の年齢や道路利用形態等に応じた交通安全教育を計画的、継続的に実施した。

平成29年中の交通安全教育実施状況（運転免許関係講習を除く）

| 対 象 別 | 回 数 |
|-------|------|
| 一 般 | 410回 |
| 高 齢 者 | 620回 |
| 大 学 生 | 22回 |
| 高 校 生 | 20回 |
| 中 学 生 | 54回 |
| 小 学 生 | 317回 |
| 幼 儿 | 191回 |

| | |
|---|--------|
| 計 | 1,634回 |
|---|--------|

| | |
|------|--|
| 種 別 | (3)交通安全に関する普及啓発活動の推進 |
| 実施機関 | 警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課、中日本高速道路(株)名古屋支社 西日本高速道路(株)関西支社 |

[交通安全運動の推進]

1 交通安全普及活動の強化

- ・近江路交通マナーアップ運動（毎月25日、ただし5月と10月は一斉啓発）
- ・前照灯早め点灯運動（年間）
- ・ハイビーム切替え運動（年間）
- ・交通安全啓発日（毎月1日）
- ・自転車安全利用日（毎月1日）
- ・近畿交通安全日（毎月15日）
- ・高齢者交通安全の日（毎月15日）
- ・シートベルト・チャイルドシート着用啓発日（毎月20日）
- ・ノーマイカーデー（毎週金曜日）
- ・飲酒運転根絶啓発日（毎月第4金曜日）
- ・飲酒運転について考える日（毎月第4金曜日）
- ・自転車安全利用月間（5月）

2 春の全国交通安全運動の実施（4/6～4/15）

運動の基本

- ・子供と高齢者の交通事故防止～事故にあわない、おこさない～

運動の重点

- ・自転車乗用中の交通事故防止（特に自転車安全利用五則の周知徹底）
- ・後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶

3 夏の交通安全県民運動の実施（7/15～7/24）

運動の基本

- ・高齢者と子供の交通事故防止

運動の重点

- ・歩行中および自転車乗用中における交通事故防止の推進
- ・高齢者の交通事故防止に向けた各種対策の推進
- ・全席シートベルトとチャイルドシート着用の徹底
- ・飲酒運転・過労運転の根絶

4 秋の全国交通安全運動の実施（9/21～9/30）

運動の重点

- ・子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

5 年末の交通安全県民運動（12/1～12/31）

運動の重点

- ・高齢ドライバーを含む高齢者と子供の交通事故防止
 - ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- (特に、高齢者の反射材着用の推進および自転車の前照灯点灯の徹底)

- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶

6 新入学（園）児と高齢者の交通事故防止運動の実施（H29/3/15～4/15）

運動の重点

- ・新入学（園）児と保護者に対する交通安全教育・指導の徹底
- ・高齢ドライバーと高齢者の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ・通園・通学路を中心とした交通危険箇所での安全確保（保護誘導活動）の推進

7 交通死亡事故多発警報等に伴う事故防止活動

「交通死亡事故多発警報等発令要領」（平成4年11月30日制定）に基づき、高齢者事故多発警報を2回（H29.7.14、H29.11.20）発令した。

8 交通安全に関する広報

交通安全マナーアップ大作戦

【ラジオ放送】

- ・交通事故状況や交通安全に関する情報提供を行った。
 - AM放送：第1・第3金曜日の午後、3分間生放送、年間22回
 - ・若者、子ども、高齢者の事故防止、自転車の安全利用、シートベルトおよびチャイルドシートの着用促進、飲酒・暴走等無謀運転の追放等を中心に啓発した。
 - F M放送：各交通安全運動期間を中心に20秒スポット、年間44回
 - 5月および8月の第2月曜日の午後、2分間放送、年間2回

【テレビ放送】

- ・シートベルト・チャイルドシートの着用促進、飲酒運転防止等基本的な交通ルールを題材としたものや子ども・高齢者や若者の事故防止を題材としたスポットで啓発を行った。

各交通安全運動期間を中心に30秒スポット放送、年間15回

9 滋賀県交通安全職域別無事故運動（7/1～10/31）

車両の適正な運行管理を徹底して、安全運転の実践を組織ぐるみで習慣づけ、交通事故防止を図るため、事業所を中心に本運動を推進した。

- ・参加団体数：640事業所 参加車両数：12,001台
- ・無事故団体：503団体

10 自転車安全利用推進

毎月1日を「自転車安全利用日」と定め、自転車の安全利用を呼びかけた。

- ・毎月1日の「自転車安全利用日」に県内各市町で各市町・県警・地区安全協会と共に啓発活動を行った。
- 啓発回数 12回 対象者 7,200人
- ・中学・高校生に対して、パンフレット「自転車安全利用五則」を配布し、安全利用を呼びかけるとともに、滋賀県自転車軽自動車商業共同組合を通じて自転車販売店に配布し、安全利用を呼びかけた。
- ・レンタサイクルショップ、自転車販売店に対する交通安全指導の啓発依頼

11 その他の交通事故抑止対策

（1）各種交通安全啓発品の作成・配布

春・秋の全国交通安全運動や滋賀県交通対策協議会主唱による交通安全県民総ぐるみ運動等、次の啓発品を配布することにより県民の交通安全意識の高揚を図った。

（警察本部交通企画課）

- | | |
|--------------------|----------|
| ・薬剤師会チラシ | 140,000枚 |
| ・交通安全啓発チラシ（高齢者ブック） | 50,000枚 |

(県交通戦略課)

| | |
|------------------------|----------|
| ・交通安全啓発チラシ(5運動) | 210,000枚 |
| ・交通安全啓発ポケットティッシュ | 15,000個 |
| ・「自転車安全利用五則」リーフレット | 70,000部 |
| ・「親子ではじめる自転車ライフ」リーフレット | 30,000部 |
| ・「中学生からの自転車ライフ」リーフレット | 30,000部 |

(2) 免許証自主返納支援事業

高齢運転者が運転免許を返納しやすい社会環境を構築し、運転免許の自主返納を促進した。

| | |
|---------------|------------------|
| ・自主返納協賛店の加盟状況 | 330事業所・店舗 (29年末) |
| ・運転免許自主返納状況 | 4,334人 (29年中) |
| ・自主返納チラシ | 27,000枚 |

(3) 「思いやりゾーン」高齢者交通安全対策事業

警察署ごとに1地域を「思いやりゾーン」に指定して、ゾーンに居住する高齢者に対する交通安全教育等を行った。また、ヒヤリハットマップを配布し、事故防止を呼びかけた。

ヒヤリハットマップ 14,200枚

(4) 交通安全チラシ等の作成、啓発

交通事故防止のチラシ、改正道交法のチラシ、カレンダーなどを作成して配布

12 交通事故統計資料の作成

報道機関や県・市町・その他交通安全関係機関・団体に対し、次のとおり交通事故分析資料を提供した。

| | |
|---------------|---------------------------------|
| ・滋賀の交通 | 製本 100部 (ホームページ掲載) C D版 400枚 |
| ・安全運転ガイドSHIGA | 10,000部 |
| ・あなたの街の交通事故 | 14,000枚 |
| ・平成29年中の交通事故 | 14,000枚 |

13 高速道路における交通安全運動の推進

春の全国交通安全運動(4/8)・夏の交通安全県民運動(7/15)・秋の全国交通安全運動(9/21)・年末の交通安全県民運動(11/22)等を高速道路交通警察隊等と合同で実施し、高速道路における運転マナーの向上および交通安全に関する啓発活動を実施した。

14 滋賀県交通安全教育コンクール

警察職員、交通ボランティア、市町職員等が参加する交通安全教育コンクールを開催し、活動の活性化を図った。

(平成29年11月27日 (県庁7階大会議室) 13チーム参加)

15 交通安全情報紙「セーフティメール」による交通情報の提供

事業所のドライバーに対して、高齢者の行動特性等に関する情報等を配信し、交通事故防止を呼びかけた。

配信回数16回（うち号外4回）、配信対象603施設（29年末）

16 反射糸普及ボランティア「反射糸ファッショナブル・ディレクター」の委嘱

裁縫や編み物に反射糸を使用して衣服や装飾品を製作する「反射糸ファッショナブル・ディレクター」を委嘱し、活動を行った。

(29年4月～30年3月末の活動実績 延べ16回 70人が活動 368人が受講)

17 夜光反射材の普及・着用促進活動

反射材フェアの開催

反射材小物の作成教室を中心に、各種反射材の有効性の紹介コーナーを設置し、反射材や反射糸の普及を図った。（平成29年9月開催 大津市 西武大津店）

| | |
|------|-----------------------|
| 種 別 | (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 |
| 実施機関 | 警察本部交通企画課 |

〔自転車の安全利用の推進〕

1 自転車大会の開催

- ・6月子供自転車滋賀県大会の開催
- ・11月交通安全高齢者自転車大会の開催

競技を通じて自転車の交通ルールや正しい乗り方について指導した。

2 スケアード・ストレイト方式による自転車安全教室（4回実施）

J A共済連合主催によるスタントマンを使ったスケアード・ストレイト方式（事故の恐怖感を与える交通教育）の自転車安全教室を実施した。

- ・9月27日 明富中学校（守山市）
- ・10月24日 双葉中学校（米原市）
- ・10月31日 4中学校合同【甲西・甲西北・石部・日枝】（湖南市）
- ・11月30日 湖東中学校（東近江市）

| | |
|------|-----------------------------|
| 種 別 | (4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等 |
| 実施機関 | 警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課 |

1 交通指導員の設置状況

- (1) 市町村職員 10市3町 133人
- (2) 民間 6市5町 211人

2 交通安全推進員の設置状況

- 3市2町 約1,570人

3 女性の交通安全組織の結成状況

- 20組織（11市2町） 2,357人

4 高齢者の交通安全組織の結成状況

- 12組織（7市3町） 約712人

5 交通少年団の結成状況

- 1組織 小学生 81人

6 交通安全教育研修会の開催

各警察署、関係機関・団体等の交通安全教育担当者を対象に、交通安全教育に関する研修会を開催し、技術の向上を図った。

平成29年7月19日 幼児の交通安全教育

- ・腹話術や交通安全教育で活用できる教材の作り方等を紹介

講師 交通安全アドバイザー 榎本次郎氏 参加者 117人

7 高齢者を交通事故から守る「学生ボランティア」の活動実績（29年度）

学生ボランティア28名（18大学）

活動内容 高齢者に対する交通安全教育、反射材貼付活動、街頭啓発活動

活動回数 16回 延べ41人参加

| | |
|------|-----------------------------|
| 種 別 | (5)住民の参加・協働の推進 |
| 実施機関 | 県民生活部県民活動生活課、健康医療福祉部健康福祉政策課 |

〔地域での子ども見守り活動等における、交通事故抑止対策の協働推進〕

自主防犯活動団体、各警察署子ども安全リーダー、スクールガード等による通学路での「子ども見守り活動」や、各地域の住民や行政機関等による青色回転灯装着車によるパトロール活動を通じて、犯罪被害防止の啓発、広報や交通事故防止の啓発、広報等の総合的な啓発活動を実施した。

また、各種団体と協働して自転車の安全で適正な利用および自転車盗難被害防止の呼びかけを実施した。

〔ユニバーサルデザインの普及啓発の推進〕

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり推進会議を活用し、はじめからすべての人を考えに入れて計画し、実施することにより障壁を作らないというユニバーサルデザインの考え方について普及啓発を図った。

第3節 安全運転の確保

| | |
|------|--------------|
| 種 別 | (1)運転者教育等の充実 |
| 実施機関 | 警察本部運転免許課 |

1 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

(1) 自動車教習所における教育の充実

各自動車教習所に対する総合検査の結果を取りまとめ、好事例等を各自動車教習所に情報提供するとともに、指導員、検定員に対する法定講習を計画的に実施するなど教習および検定等の水準向上を図り、優良なドライバーの育成に努めた。

(2) 取得時講習の充実

ア 委託している取得時講習については、交通事故情勢に応じた講習を実施するために委託先との情報交換を行い、講習内容の充実に努めた。

イ 運転免許を新規に取得した者に対し、「合格者のしおり」（運転免許課作成）を配布し、運転免許の更新、記載事項の変更、初心運転者期間制度の内容、安全運転のポイント等の教養を行った。

2 運転者に対する再教育等の充実

(1) 運転免許の取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習および更新時講習等については、運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習内容の充実を図るとともに各種講習用資器材や実車を活用した参加・体験・実践型の運転者教育を推進した。

(2) 飲酒運転撲滅啓発のために、取消処分者講習（飲酒取消講習のみ）において、飲酒運転防止DVDを上映したほか、運転免許の新規取得者に対して、飲酒運転撲滅のために教養資料（チラシ）を配布し、飲酒体験ゴーグルを活用した飲酒疑似体験等による教育を実施した。

3 悪質危険な運転者の早期排除

酒酔い運転、ひき逃げ事件等の悪質違反者に対する行政処分の早期上申と執行により危険な運転者の早期排除を図った。

取消処分 442件
免許停止処分 1,880件
(平成29年1月～平成29年12月)

4 高齢運転者対策の充実

(1) 高齢運転者に対する教育の充実

委託している高齢者講習を一層効果的に実施するため、委託先との情報交換を頻繁に行い、高齢者の特性や交通事故情勢に応じた講習の実施に努めた。

(2) 臨時適性検査の確実な実施

講習予備検査（認知機能検査）の機会等を通じて、認知症の疑いがある運転者の把握に努め、臨時適性検査の確実な実施等により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消等の行政処分を行うとともに、臨時適性検査の円滑な実施のため、認知症専門医等との連携強化を図った。

平成29年中の一定の病気に係る行政処分執行件数

| | 停止 | 取消 | 合計 |
|-------|----|-----|-----|
| 一定の病気 | 54 | 102 | 156 |
| 認知症 | 0 | 37 | 37 |

(3) 運転免許証の自主返納の推進

高齢者による交通事故の増加に鑑み、運転免許証の自主返納（取り消し申請）を推進するとともに、自主返納が困難な方に配慮した代理人による申請受理を平成30年3月1日から実施し、返納しやすい環境整備を行った。

- ・自主返納協賛店の加盟状況 330事業所・店舗（29年末）
- ・運転免許自主返納状況 4,334人（29年中 65歳以上）
- ・自主返納チラシ 27,000枚（年2回）

5 二輪車安全運転対策の推進

指定自動車教習所および原付免許取得時講習の委託事業者に対して、二輪車事故事例や発生状況を取り入れた教習および講習を実施するよう指導した。

6 シートベルト・チャイルドシートおよび乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

更新時講習や停止処分者講習、原付講習等において過去に県内で発生した交通死亡事故等重大事故の事例により、シートベルトや乗車用ヘルメットの着用効果等に基づいた講習を実施して着用の徹底を図った。

また、関係機関・団体と連携し、交通安全運動等の機会を通じて、来庁者に対してシートベルト着用等についての啓発活動を行った。

平成29年中の各種運転者教育の実施状況

| 講 習 | 別 | 受講者数 (人) |
|---------------|-------------------|----------|
| 更 新 時 講 習 | 優 良 運 転 者 講 習 | 112,316 |
| | 一 般 運 転 者 講 習 | 29,041 |
| | 違 反 運 転 者 講 習 | 22,585 |
| | 初 回 更 新 者 講 習 | 13,849 |
| | 特 定 任 意 講 習 | 22 |
| | 高 齢 者 講 習 | 32,409 |
| | 小 計 | 210,222 |
| 停 止 処 分 者 講 習 | 短 期 | 1,213 |
| | 中 期 | 181 |
| | 長 期 | 169 |
| | 小 計 | 1,563 |
| 免 許 取 得 時 講 習 | 原 付 免 許 | 1,078 |
| | 普 通 二 輪 免 許 | 7 |
| | 大 型 二 輪 免 許 | 1 |
| | 普 通 免 許 | 73 |
| | 準 中 型 免 許 (普通免許有) | 1 |
| | 準 中 型 免 許 (普通免許無) | 2 |
| | 中 型 免 許 | 5 |
| | 大 型 免 許 | 8 |
| | 応 急 救 護 (一) | 73 |
| | 普 通 旅 客 車 | 10 |
| | 中 型 旅 客 車 | 0 |
| | 大 型 旅 客 車 | 1 |
| | 応 急 救 護 (二) | 8 |
| | 小 計 | 1,267 |
| | 原 付 免 許 | 11 |
| 初 心 運 転 者 講 習 | 普 通 二 輪 免 許 | 13 |
| | 大 型 二 輪 免 許 | 3 |
| | 普 通 免 許 | 146 |
| | 小 計 | 173 |
| | 二 輪 (原付を含む。) | 33 |
| 取 消 処 分 者 講 習 | 四 輪 | 205 |
| | 小 計 | 238 |
| 違 反 者 講 習 | 社会参加活動を含む講習 | 271 |
| | 社会参加活動を含まない講習 | 270 |
| | 小 計 | 541 |
| 合 計 | | 214,004 |